

保護者 様

四日市市立大池中学校

自然災害時の対応について（お願い）

学校におきましては、防災や緊急時の対応について万全の体制を取り、生徒が安全に学校生活を送れるようにしてまいりたいと考えております。

自然災害に係る警報や注意報が発表された場合には、下記のように対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

1 暴風警報、暴風雪警報、大雪警報に対する対応

発表された場合		解除された場合	
時刻	対応	時刻	対応
7:00まで	自宅待機（注1）	7:00まで	通常通り登校（注2） 大雪警報 積雪の状況を判断し、必要な措置をとる（注3）
登校後	学校は状況を判断し、必要な措置をとる（注4）	7:00を経過	臨時休校

（注1）自宅待機の際の留意点について

保護者が家庭にいない生徒については、最寄りの知人等に保護をお願いするようにしてください。

（注2）登校の際の留意点について

通学路の安全を確認し、平常通り授業が実施されるよう努めます。ただし、解除後も災害が著しい等、登校に危険が予想される場合は、臨時休校、または、登校時間を遅らせるなどの措置をとります。

（注3）大雪警報発表時の対応

暴風警報と異なり、大雪の場合は大雪警報が解除された後も積雪の状況により登校が困難になる事が想定されるため、学校の判断により「臨時休校・登校時間を遅らせる」等の措置をとります。

その際、学校敷地内の適切な場所を観測地点として、その場所の積雪量が一定基準（大雪警報に準じて20センチメートル程度）に達する場合に臨時休校とします。

（注4）学校が状況を判断し、必要な措置をとる際の留意点について

【暴風警報、暴風雪警報・大雪警報の場合】

下校に際しての安全が確認できた場合は帰宅させます。ただし、安全確認ができていない場合は、学校に待機させるなどの措置をとります。

**2 特別警報(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)、大津波警報、
震度5強以上の地震発生、噴火警報に対する対応**

発表された場合	
時刻	対応
登校前	臨時休校 ○ 命にかかわる危険が迫ることが予想される場合は公的機関の指示や各自の判断に委ねる。 ○ 登校はせず、市災害対策本部など、公的機関の指示に従い、身の安全の確保に努める。(ただちに命を守る行動をとる) 【具体的には】 ・周囲の状況に注意して速やかに避難場所へ ・外出が危険な場合は家の中の安全な場所へ(津波・高潮・洪水・土砂災害以外)
登校後	学校待機 ○ 生徒の身の安全を確保するとともに、避難場所への速やかな誘導や校内の安全な場所への移動など、必要な措置をとる。(ただちに命を守る行動をとる) (注5) *保護者と緊密な連絡をとり、安全確保の上で出迎えの保護者に引き渡します。

※ 特別警報解除後(翌日以降)は、周囲の状況に注意して登下校を行います。状況に応じて、臨時休校の措置をとることもあります。

※ 登校後に特別警報が解除された場合は、周囲の状況とその後の天候等の情報を収集し、通学路周辺の安全を十分確認の上、保護者の出迎えなども含めた下校措置等の適切な処置をとります。
(注5)

【震度5強以上の地震発生、噴火警報の場合】

ただちに身の安全の確保に努め、保護者の出迎えのあるまで学校待機をとり保護します。その後、市災害対策本部など、公的機関の指示に従います。

3 大雨や洪水などの気象に関する警報、大雪注意報、竜巻注意情報、雷注意報等(上記「1」「2」以外)の対応

周辺地域の状況を的確に把握し、生徒の安全確保のための必要な措置をとります。

また、大雪注意報発表時において、積雪により登校が困難な場合、「大雪警報に対する対応」に準じ、臨時休校等の措置をとります。

4 伊勢湾・三河湾に津波注意報が発令された場合の対応

市災害対策本部など、公的機関の指示に従い、生徒の安全を確保します。

5 弾道ミサイルが飛来した場合の対応

【三重県にJアラート等を通じて緊急情報発信があった場合】

①登校前に緊急情報が発信された場合は、自宅待機とします。また、授業の実施等については、安全の確保ができたと判断されたのち、市から「Home & School」等の一斉配信等により連絡します。

②在校中に「Jアラート」による発信があった場合は、生徒に迅速な避難行動を指示します。

【弾道ミサイルが着弾した場合の対応】

①市内及び近隣市町に着弾した場合は、「臨時休校」の措置をとります。

②在校中に学校の近くに着弾した場合には、速やかに生徒の安否を確認するとともに、必要に応じて保護者への安否情報の伝達等を行います。

6 南海トラフ地震臨時情報「巨大地震警戒」が発表された場合の対応

南海トラフ地震臨時情報「巨大地震警戒」が発表された場合には、市内全ての公立小学校・中学校が1週間臨時休校となります。この期間中は、学校を避難所として開設します。(浸水想定区域の学校を除く)

原則、1週間後には学校を再開します。ただし、災害の状況や避難の実態に応じて、避難所を継続した状態で学校教育活動を行う場合があります。